

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）

の選定療養について

令和 8 年 6 月から、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

●特別の料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1 相当の料金のことを言います。

例えば、先発医薬品の価格が 1 錠 100 円、後発医薬品の価格が 1 錠 60 円の場合、差額 40 円の2分の1 である 20 円を、通常の 1～3 割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

- ・ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ・ 端数処理の関係などで特別の料金が 2 分の 1 ちょうどにならない場合もあります。
- ・ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・ 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

※厚生労働省のホームページ掲載のチラシ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001684925.pdf>